

厚木市立小鮎小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

(2) いじめに対する基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、次のような点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。またいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取り組みも急務である。

(3) いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめ対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童・生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

この基本理念に基づき、それぞれの観点における取組を次に具体的に記します。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	<ul style="list-style-type: none"> 登校班編制及び下校指導 遠足(4年) 1年生を迎える会 授業参観懇談会 YPAアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> YPAアンケート 修学旅行(6年) 遠足(1,2,5年) 児童指導全体会 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽朝会 あゆつ子集会 七沢ふれあい教室 校外学習(3年) 学校運営協議会 フレンド集会 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯教室 生活アンケート 学区パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止研修会 児童指導全体会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 音楽朝会 読書月間 親子ふれ愛クリーニング 校外学習(4年) 集団下校指導 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談月間(児童) 校外学習(2,5年) 授業参観懇談会 三校交流授業参観 遠足(3年) YPAアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 YPAアンケート 校外学習(1,4,6年) 音楽朝会 ふれ愛パーク フレンド集会 学校運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 学区パトロール 人権週間 なわとび月間 	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教室 体力月間 クラブ見学(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> スキー教室(6年) 学校運営協議会 生活アンケート 授業参観懇談会 フレンド集会 中学半日体験(6年) 幼小小交流会(1年) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導全体会 下校指導 6年生を送る会 学区パトロール

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他(取組点検・評価などの機会=黒))

(2) 小鮎小学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	小鮎公民館	館長
2	小鮎地区自治会連絡協議会	会長
3	小鮎地区青少年健全育成会	会長
4	小鮎地区子ども会育成連絡会	会長
5	青少年指導員	代表
6	青少年相談員	代表
7	民生児童委員・主任児童委員	代表
8	少年補導員	代表
9	小鮎駐在所	警察官
10	厚木市青少年教育相談センター	スクールカウンセラー
11	PTA	会長・校外生活指導委員長
12	飯山小学校	校長・児童指導担当
13	小鮎中学校	校長・生徒指導担当
14	学校	学校評議員(30年6月から学校運営協議会委員) 6月から 校長・教頭・児童指導担当 教育相談コーディネーター 総括教諭(児童指導支援担当)

(3)未然防止のための取組

- 「いじめ」に関する教職員研修を実施し、「いじめは絶対に許さない」という共通認識を保つとともに指導力を高めます。
- 教師は、児童が「分かった、できた」と実感できる授業を心がけ、教材や指導法について研鑽します。
- 係活動や話し合い活動を充実させ、「みんなと活動すると楽しい」と思える学級経営に努めます。
- 発達段階に応じた行事や体験活動を設定し、児童の達成感や自己有用感を育てます。
- 児童の個性を尊重するとともに、共感的な人間関係づくりに努め、一人一人が大切にされる学校にします。
- 朝読書や音楽朝会等を設定し、豊かな感性を育て、歌声が響く学校にします。
- 携帯電話の使い方やインターネットのマナーについての学習会を実施します。(4年生・5年生 7月)
- 「児童が関わるインターネット関連のトラブルについて」3学期の懇談会及び、新入生説明会において、保護者への周知を図ります。* 外部機関との連携・・・厚木警察署生活安全第一課少年係スクールサポーター他
- 委員会活動と連携して児童自身による人権感覚の向上を図ります。
- 保護者に対し、子どもたちに情報通信機器を持たせる時の保護者の責任をきちんと意識していただくため、厚木警察署生活安全課少年係によるミニ講座を実施します。

(4)早期発見のための取組

- 定期的に「生活アンケート(いじめも含む)」を実施するとともに、「いじめ」について指導します。
* チェック機能を高めるため、「担任」→「学年」→「児童指導担当」でアンケート内容を確認します。
- 教師は危機意識を高め、児童の様子の変化を見逃さず、定期的かつ、必要に応じて情報を共有し、学年団や担当と話し合います。
- いじめを察知できる教師、高い人権感覚を身に付けた教師、いじめの兆候を発見できる学校を目指します。
- 「家庭訪問」や児童及び保護者との「教育相談」の期間を設定するとともに、児童及び保護者が気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 学校での取組を学校便りや学年便り、ホームページ等で家庭に伝えるとともに、保護者・地域の方と連携して児童の様子を見守ります。
- 心の教室との連携を図ります。
- 全職員が共通の指導を行っていきます。
- 日記指導などにより、児童の実態把握に努めます。

(5)適切な対処のための取組

- 早期発見のため、健康観察や児童の状況把握に努めます。
- 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ、児童に安心感をもたせるとともに、迅速に問題の有無を確認する等、本人との教育相談にあたります。
- いじめ問題を発見したときには、学校全体で対応を協議し、適切な役割分担をして問題の解決にあたります。
- いじめの被害情報や本人からの訴えがあったときには、事実確認を行い、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- いじめている児童に対しては、事実関係を明らかにした上で自分の行為を振り返らせ、相手への謝罪等の指導を行い、保護者にも支援を依頼します。
- いじめていた児童のみならず、観衆や傍観者となっていた児童に対しても、「いじめは、人として絶対に許されない」ことを指導し、いじめを止めたり、大人に知らせたりすることの意識を高めます。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も視野に入れながら指導をします。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報します。

(6)重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策協議会」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。